

アナログ規制の点検・見直し（案）

令和 5 年 8 月版
デジタル推進局

1 アナログ規制の見直しについて

(1) 経緯

令和4年 6月	国の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」策定 (改革の効果) ○人手不足の解消・生産性の向上、○経済成長、 ○スタートアップ等の勃興・成長産業の創出、○行政の在り方の変革
10月	プランの集中改革期間を1年間前倒し(令和6年6月まで)決定
11月	国の見直しを参考に、地方公共団体が自主的に取り組むための「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル」を作成
12月	国の「7項目のアナログ規制※」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」等の見直し方針と工程表を確定 ※①目視、②実地監査、③定期検査・点検、④常駐・専任、⑤対面講習、⑥書面掲示、 ⑦往訪閲覧・縦覧 →デジタル技術を活用可能とするための見直しを実施
令和5年 6月	「デジタル規制改革推進のための一括法案」成立 ○デジタル社会形成基本法の改正 ○デジタル手続法の改正 ○書面掲示規制に係る個別法の改正

(2) 地方公共団体への影響

一括法案において、地方公共団体には、国のアナログ規制見直しに準じた施策を講じることが、努力義務とされた。

○デジタル手続法第16条第2項

地方公共団体は、国が(中略)講ずる施策に準じて、条例又は規則に基づく手続並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理において、国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術を効果的に活用することができるようにするため、**必要な施策を講ずるよう努めなければならない。**

2 国のマニュアルに基づく、「アナログ規制の点検・見直し」の流れ

規制分類	点検対象の洗い出しの「検索ワード」	問題点	見直し
目視	<ul style="list-style-type: none"> ・目視 and (検査 or 点検 or 調査) ・実地 and (検査 or 点検 or 調査) ・現地 and (検査 or 点検 or 調査) ・訪問 and (検査 or 点検 or 調査) ・立ち入り and (検査 or 点検 or 調査) ・巡視 ・見張 	人が現場で、検査・点検・調査等を行う必要があること	遠隔技術やAIを活用できるようにして、現場でなくとも検査・点検・調査等を行えるようにする。
実地監査	<ul style="list-style-type: none"> ・監査 		
定期検査・点検	<ul style="list-style-type: none"> ・定期 and(検査 or 点検 or 調査 or 測定 or 査察 or 監査 or 確認 or 審査) ・期間ごと and (※同上) ・(年〇回 or 年に〇回) and (※同上) ・(月〇回 or 月に〇回) and (※同上) ・(週〇回 or 週に〇回) and (※同上) ・(日〇回 or 日に〇回) and (※同上) 		
常駐・専任	<ul style="list-style-type: none"> ・常駐 ・専任 ・選任 ・置かなければならない ・配置 ・ごとに and (選任 or 置く or 配置) 	常に事業所等に留まる必要があること。専らその任に当たること（1人1現場の紐付）	遠隔技術等を活用できるようにして、事業所や現場への常駐を不要にしたり、業務の兼任を行えるようにする。
対面講習	<ul style="list-style-type: none"> ・講習 ・研修 	受講のため講習会場への来訪が必要なこと	オンライン講習等を活用できるようにして、どこにいても講習を受講できるようにする。
書面掲示	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示 ・掲げ 	所定の掲示場所に来訪が必要なこと	ホームページ等でも掲示するようにして、場所・時間に関わらず情報を得られるようにする。
往訪閲覧・縦覧	<ul style="list-style-type: none"> ・閲覧 ・縦覧 	閲覧・縦覧のため、官公庁等に来訪が必要なこと	ホームページ等でも閲覧できるようにして、場所・時間に関わらず情報を得られるようにする。

3 アナログ規制の洗い出し状況と見直しの観点

- アナログ規制点検対象（※）：999件（令和5年6月15日現在）
- ・うち、国の法令等による規制（国規制）：459件 → 国の見直しに従い対応
 - ・うち、県の条例等による規制（県規制）：540件 → 県で見直しを検討

<対象の洗い出し状況>

規制分類	件数	件数	
		国規制	県規制
目視	342	107	235
実地監査			
定期検査・点検			
常駐・専任	222	204	18
対面講習	157	68	89
書面掲示	122	25	97
往訪閲覧・縦覧	156	55	101
計	999	459	540

※FD等の記録媒体の提出を求める規制はない

※アナログ規制が複数の分類に該当する場合は、主なものに計上

<県規制の見直しの観点>

目視	○人が現場まで行っている確認を求めているが、見直しにより、遠隔技術やAIを活用できるようにして、時間の大幅な短縮や安全性の向上を図る。
実地監査	
定期検査・点検	○一定期間ごとに人手をかけた点検を一律に求めているが、見直しにより、常時・遠隔で監視ができるようにして、安全性と効率性の向上を図る。
常駐・専任	○特定の場所への出勤を義務付けている。見直しにより、テレワーク等を可能にして、働き方の選択肢の拡大を図る。 ○一人の人材が複数の事業所を兼任することができず、人手不足が進む分野においても、専門的人材を数多く配置しなければならない。見直しにより、複数事業所の兼任を可能にして、人手不足解消への貢献を図る。
対面講習	○講習会場への来訪を求めているが、見直しにより、どこでも受講できるようにして、利便性の向上を図る。
書面掲示	
往訪閲覧・縦覧	○営業時間や開庁時間内に施設や県庁舎等への来訪が必要である。見直しにより、いつでもどこでも、必要な情報を確認できるようにして、利便性の向上を図る。

4 主な見直し状況

規制分類	規制概要	規制根拠規程	規制条文	現状	見直しの方向性
目視 実地監査 定期検査 ・点検	会計事務 の実地検 査	岐阜県会計規則 第192条	本庁各課及び地方機関に対する 実地検査 は、次の各号に掲げる者が行う出納その他の会計事務について、原則として 毎年一回行うものとする 。ただし、必要と認めるときは、臨時に行うことができる。	検査を実地に限定している。	見直し（規定）
	河川巡視	河川巡視規程 第6条	巡視は、 原則として 目視により、 次の各号に掲げる事項についての状況の把握を 行うものとする 。	巡視を目視に限定している。	継続検討
	障害者支 援施設等 への実地 監査	障害者支援施設 等指導監査指針 2（1）①	一般 監査は、 原則として毎年1回は、 実地に 全対象障害者支援施設等に対し 行うこととする 。ただし、前年度における一般監査の結果、適正な運営がおおむね確保されていると認められる障害者支援施設等（児童福祉施設を除く。）については、書面による一般監査の実施が認められるものとする。	国の基準を参酌して、 監査を実地に限定している。	継続検討
	拡声機に よる暴騒 音の事実 確認のた めの立入 検査	拡声機による暴 騒音の規制に関 する条例 第8条第1項	警察官は、第五条又は第六条に定める権限を行使するのに必要な限度において、拡声機が所在すると認められる場所（自動車等を含む。）に 立ち入り、 拡声機その他必要な物件を 調査し、 又は関係者に質 問することができる 。	現に暴騒音を生じさせている状況下において、違反行為者に対する停止等の命令、勧告を行っている。	現状維持

4 主な見直し状況

規制分類	規制概要	規制根拠規程	規制条文	現状	見直しの方向性
常駐 ・専任	風俗案内所における管理者の選任	岐阜県風俗案内業の規制に関する条例 第8条第1項	風俗案内業者は、風俗案内所ごとに、当該風俗案内所における業務の実施を統括管理する者のうちから、第三項に規定する業務を行う者として、 管理者一人を選任しなければならない 。この場合において、管理者として選任した者が欠けるに至ったときは、その日から十四日以内に、新たな管理者を選任しなければならない。	18歳未満の利用者の指導等が義務付けられているなど、現場業務が主となっている。	現状維持
対面講習	魚道の点検にかか る講習	フィッシュウェ イ・サポーター 事業実施要領 第7条第1項	土木事務所長は、FWSに委嘱した者に対し魚道の点検活動等に必要な知識を習得するための 講習を行うものとする 。	講習を対面に限定している。	見直し（運用等）
書面掲示	浄化槽保守点検業者の標識の掲示	岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例 第10条	浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した 標識を掲げなければならない 。	標識の掲示を営業所ごとに義務付けている。	継続検討
往訪閲覧 ・縦覧	公園指定書の縦覧	岐阜県立自然公園指定要領 第11 1	条例第4条第2項の公園区域の指定の公示は、公園の名称及び区域を県公報に掲載して行い、指定書及び区域図を 関係県事務所等並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供するものとする 。	県事務所等で縦覧に供している。	見直し（規定）

5 見直し状況と今後の対応方針（案）

規制分類	件数	(1) 見直し		(2) 継続検討	(3) 現状維持
		規定	運用等		
目視	235	19	11	62	143
実地監査					
定期検査・点検					
常駐・専任	18	0	0	6	12
対面講習	89	1	5	5	78
書面掲示	97	13	9	24	51
往訪閲覧・縦覧	101	11	5	10	75
計	540	44	30	107	359

(1) 「見直し」(74件)

- 現場の実態等を踏まえ、見直し内容を精査しつつ、所管部局において着実に見直しを行う。
 - ・原則、令和5年度中の見直しを目指す。
 - (ただし、予算措置等を伴うものなどはこの限りではない。)

(2) 「継続検討」(107件)

- 国等の動向を注視しつつ、所管部局において検討を継続する。
 - ・類似の国規制を踏まえる必要があるものは、国見直し(～R6.6月)を注視し、令和6年度中に結論を得ることを目指す。
 - ・現時点で規制目的を担保するデジタル技術が不明確なものについては、令和5年夏以降に、国から示される「テクノロジーマップ」等を活用して検討する。

国の動向や技術の進展等を踏まえ、今後もDX推進本部において、随時フォローアップ

(3) 「現状維持」(359件)

- 国から示される「テクノロジーマップ」等を活用して、本当に現状維持とすべきなのか、所管部局とデジタル推進局で個別に再検討する。